

# ビッドル来航と海防問題

上 松 俊 弘

【要約】 本稿の目的は、ビッドル来航時の日本側の対応、およびその後の洋式軍艦導入問題を分析することにより、弘化・嘉永期の海防政策とビッドル来航の意味を問うことにある。

そのビッドルは、弘化三年（一八四六）に本格的な帆船戦列艦を率いて来航したが、その際日本との対応において開戦の危機が生じたのであった。このビッドルショックともいえるべき事件により、幕府は海防政策の見直しをすすめたが、そのなかで洋式軍艦の導入問題が焦点の一つとなった。洋式軍艦導入による海上防衛を主張する浦賀奉行の意見は、海防四家や海防掛などが主張する台場による陸上防衛案の前に幕府内部での合意を得ることができなかった。したがって、阿部政権は陸上防衛の海防方針をとり、その後の御備場見分の際に提出された復命書をほぼ完全に実施していったのである。

史林 八五卷一号 二〇〇二年一月

## はじめに

本稿では、弘化三年（一八四六）のビッドル来航の実態と、それを契機として始まった弘化・嘉永期の海防政策の展開を説明することを目的とする。

そのビッドル来航は、先行研究の上では「平穩な九日間」と位置づけられ、小さなトラブルはあったが、平和裏に交渉

が終始したとされている。その一方で、平和裏に交渉が終始したにも関わらず、ビッドル来航がその後の海防政策の見直しに直結したことが従来の研究では指摘されている。とするならば、ここで次のような疑問が出てくる。かりに平穏な九日間ならば、なぜ退帆直後から海防政策の見直しが始まったのか。逆に、退帆直後から海防政策の見直しが始まったからには、日米間の対応において何らかの事件があったはずである。しかしながらビッドル来航と海防政策との因果関係を考えた場合、ビッドル艦隊の実態さえ不明であるように、海防政策見直しの契機となつたはずのビッドル来航に関しては、いまだに十分に解明されているとは言えず、したがって両者の整合的な説明も不十分のままである。そこで本稿では、海防政策の見直しの契機となつたビッドル来航に関する従来の通説を再検討することにより、その因果関係からまず明らかにしよう。

そのビッドル来航後の海防政策だが、ペリー来航以前の弘化・嘉永期を対象とした先行研究では、打払令復活問題<sup>②</sup>、洋式軍艦導入問題<sup>③</sup>、そして、異国船取扱令の改変<sup>④</sup>などを中心に議論が行われてきた。とりわけ打払令復活問題に論点が集りすぎた結果、当該期の江戸の内海を中心とする幕府の具体的な海防方針に関しては今までは関心が薄かった。そこで次に、洋式軍艦の導入問題に焦点を当てて、弘化・嘉永期の海防政策の展開を解明する。

その洋式軍艦導入問題に関しては、すでに安達裕之氏の研究がある。とりわけ造船の技術史的な視点を中心とした詳細な論考は、当時の軍艦建造の実態を解き明かしており有益である。しかしながら、洋式軍艦の導入過程に関してはいくつかなの問題があると考える。その一番の問題点は、洋式軍艦の導入過程において、その対立軸を軍艦導入を積極的に推進したとする海防掛で筆頭老中の阿部正弘と、それに強く反対した大小目付等からなる海防掛とに求め、それを機軸として当該期の海防政策を分析している点にある。このような対立図式と視点は、先行研究も同様の見解をとっていること<sup>⑤</sup>から一般的な理解と言つてよいだろう。だが、果たして老中の阿部が、洋式軍艦の導入を海防政策として積極的に推進しようとした事実はあるのだろうか。また、当該期の海防政策の評価に関しても、従来の研究では幕府は海防努力を全く怠り、停

滞していたとされているが、ビッドルのみならず多数の異国船が日本近海に出没したこの時期、幕府は明確な海防方針のもと海防政策を実行に移していかなかったのだろうか。先行研究では、阿部の洋式軍監導入を当然視するあまり、幕府の海防方針がどの辺にあつたのかさえ議論をせず、阿部の洋式軍監導入推進、そして海防掛の反対による頓挫、結果としての海防の停滞、といった図式で理解してきた。これらの問題は、阿部政権の評価ともかかわる重要な問題を含んでいると考える。以上のような問題を克服するために、海防問題に関わつた当時の海防四家、浦賀奉行、海防掛、そして老中の阿部の四者の海防方針を分析することによつてこの問題に迫ることにする。この際、洋式軍艦の導入が阻止された理由も合わせて考察する。

以上の論点から、本稿ではビッドル来航と海防問題の再検討を行うことにより、ビッドル来航の意義と弘化・嘉永期の海防政策の実態の一端を明らかにする。

- ① 山口宗之「ビッドル来航問題再考」(箭内健次編「鎖国日本と国際交流」下(吉川弘文館 一九八八年)所収、後に同「ペリー来航前後」(ベリカン社 一九八八年)に「ビッドル来航問題小考」として収録。その他に、田保橋潔「増訂近代日本外国関係史」(原書房復刻 一九七六年)第十四章第一節「合衆國使節派遣の由来」、鈴木由子「弘化三年アメリカ船渡来事件」(『日本歴史』六一四号、一九九九年)がある。いずれもその評価は、山口氏と同様である。
- ② 井野邊茂雄「幕末史の研究」(雄山閣 一九二七年)第二編十節「打拂令復古の内議」、佐藤昌介「弘化嘉永年間における幕府の対外政策の基調について」(石井孝編「幕末維新期の研究」(吉川弘文館 一九七八年)所収。藤田寛「対外的危機の深化と幕政の動向」(豊田武先生古希記念論文集「日本近世の政治と社会」(吉川弘文館 一九八〇年)所収、同「外圧と幕政」(『歴史評論』四二二号、一九八四年)。
- ③ 安達裕之「異様の船——洋式船導入と鎖国体制——」(平凡社 一九九五年)第四章「老中阿部正弘と洋式軍艦」。
- ④ 丹治健蔵「弘化期における江戸湾防備問題と異国船取扱令」(森克己博士古希記念会編「対外関係と政治文化」第三卷(吉川弘文館 一九七四年)、同「嘉永期における江戸湾防備問題と異国船対策」(『海事研究』二十号、一九七三年)。松田隆行「弘化・嘉永期における異国船取扱方と打払令復活問題」(明治維新学会編「明治維新と西洋国際社会」(吉川弘文館 一九九九年)所収)。全国的な海防体制に

関しては、原剛「幕末海防史の研究」（名著出版社 一九八八年）がある。

⑤ 安達氏は、その対立構図を阿部Ⅱ「大船主義者」、海防掛Ⅱ「小船主義者」と具体的に位置づけ、洋式軍艦の導入過程の分析を試みている（安達前掲書）。三谷氏は、軍艦導入による「海防強化論」の阿部と、それに反対する「海防消極論」の海防掛が対立していたとする

（三谷前掲論文）。また松田氏は、海防四家の内海警衛の答申を分析するとともに、阿部は軍艦建造を至上命題とし、浦賀奉行とともにその導入を画策したとしている（松田前掲論文）。いずれも阿部が、軍艦導入を海防政策の「環」として積極的に推進する立場に立っていたと位置づけている。

⑥ 前掲三谷論文。

## 一 ビッドル来航と日本側の対応

### （一）ビッドル艦隊の実態

ペリーが率いてきた蒸気軍艦の軍事的脅威は周知の事実だが、では一体、ビッドル艦隊の軍事力の実態はどの程度のものであったのか、ペリー艦隊と比較検討したのが（表1）である。

日本に黒船ショックを与えたペリー艦隊の二艘の蒸気船は、実は軍艦として以下の致命的な欠陥を抱えていた。ペリー艦隊の蒸気船の推進力は水面上に露出している外輪（side wheel）で得ているが、これが破壊されれば蒸気船としての有効な推進力を失い、また船体中央部に設置された大型の蒸気機関と外輪は、備砲数と乗員を著しく制限してしまっていた。①この結果、ペリー艦隊はビッドル艦隊に比して備砲数で五七％、乗員は一艘あたりの単純計算で五三％とほぼその半分にとどまっている。

イギリス海軍の場合、十八世紀末に備砲数によって軍艦が等級に分けられ、六四門艦以上が戦列艦と規定されていたように、とりわけ備砲数が戦闘力を示すものとして重視されていた。しかもアメリカ海軍においては、一八一二年に起こった第二次米英戦争敗戦の教訓により、一八二〇年前後に相次いで七四門艦の帆船戦列艦を建造したが、なかでもコロンバ

(表1) ビッドル艦隊VSペリー艦隊

| 艦隊名  | 艦名                   | 艦種                         | トン数            | 全長              | 乗員      | 備砲数     |
|------|----------------------|----------------------------|----------------|-----------------|---------|---------|
| ビッドル | コロンバス<br>(Columbus)  | 戦列艦<br>(Ships of the Line) | 2480<br>(tons) | 191.1<br>(feet) | 780     | 86      |
|      | ビンセンス<br>(Vincennes) | スループ<br>(Sloops of war)    | 700            | 127             | 190     | 24      |
| 合計   |                      |                            |                |                 | 970 (名) | 110 (門) |

|     |                         |                     |      |       |          |        |
|-----|-------------------------|---------------------|------|-------|----------|--------|
| ペリー | ※サスケハナ<br>(Susquehanna) | フリゲート<br>(Frigates) | 2450 | 250   | 300      | 9      |
|     | ※ミシシッピ<br>(Mississippi) | フリゲート               | 1692 | 220   | 257      | 10     |
|     | プリマス<br>(Plymouth)      | スループ                | 974  | 147.6 | 210      | 22     |
|     | サラトガ<br>(Saratoga)      | スループ                | 882  | 146.4 | 275      | 22     |
| 合計  |                         |                     |      |       | 1042 (名) | 63 (門) |

註：比較のため典拠史料に拠った結果、船によって備砲数は来航時と必ずしも一致しない。  
またペリー艦隊は第一回日来航時。※印は蒸気船である。

典拠：K. Jack Bauer and Stephen S. Roberts, *Register of Ships of the U. S. Navy, 1775-1990* (Greenwood Press, 1991)。

なおサスケハナとミシシッピ号は、Roger Pineau, ed., *The Personal Journal of Commodore Matthew C. Perry*, (Smithsonian Institution Press, 1968) “APPEND IX B” より、排水量をトン数に訂正した。

ス号は戦争中計画された戦列艦のなかでは最も成功した例の一つとされている<sup>③</sup>。アメリカ海軍が本格的に蒸気軍艦へ移行するのは、スクリーパー型が開発され、蒸気軍艦が実用性を持つてから<sup>④</sup>であり、それはペリー来航後の一八五五年に進水したスクリーパー型フリゲート艦メリマック (Merimack) 号 (排水量四六三六ト、備砲数四〇門、乗員五一九人<sup>⑤</sup>) の建造からである。ペリーが率いてきた蒸気軍艦のあまりにも過少の備砲数や乗員などを考えれば、その実態は園田英弘氏が指摘するように、戦闘力よりも航洋性を重視した「軍事的に弱体の軍艦」に他ならなかった<sup>⑥</sup>のである。世界的に見ても帆船から蒸気軍艦へと転換したのはクリミア戦争以降<sup>⑦</sup>であり、ペリーが来航した時期は、帆船の戦列艦の時代から本格的な蒸気軍艦へと移行する端境期であった。したがってペリー艦隊には、当初の予定ではコロンバス号とほぼ同規模の帆船戦列艦ヴァーモント号 (Vermont) が参加するはずであ

った。<sup>⑧</sup>このように、ビッドル艦隊のコロンバス号をはじめとする帆船戦列艦は、依然としてペリー来航時でさえも米国海軍のいわば主力艦であり、日本側から見ればその軍事的脅威は圧倒的なものがあつたといえよう。

(二) 日本側の対応

一八四五年二月一五日に下院で日本への使節派遣が提議されたことを受けて、アメリカ政府は、米清通商条約 (Treaty of Wanghia) 批准書交換のため、ロシアやハーグ公使の経歴を持つアレクサンダー・エベレット (Alexander H. Everett) を駐華弁務官に任命し、あわせて日本との条約締結の全権を与えた。その際、エベレット護送の任務にあつた東インド艦隊司令官ジェームズ・ビッドル (James Biddle) に対して、同年五月二日、海軍省長官ジョージ・バンクロフト (George Bancroft) より、エベレットが日本訪問の意志があるならばその目的のために艦隊を自由に動かしてよいこと、かりにエベレットが辞退したならば、ビッドル自身が代行し適宜その目的を貫徹すること、また日本との交渉のさい、相手に対してアメリカ政府への敵意や不信感を抱かせないよう指示された。この後エベレットが病気になり、リオデジャネイロで船を降りることとなつたために、アメリカ政府はビッドルを臨時弁務官に任命し、彼に信任状が渡され、職務が代行されることとなつた。また日本来航の目的は、日本側の開国の意志を確認すること、その意志があれば通商条約を締結することの二点である。<sup>⑨</sup>その条約の内容は、ビッドルが来航の際、日本側に中国と米・英・仏との間で結ばれた通商条約の漢文のコピーを手渡そうとしたことから、米清通商条約の内容にそつたものを想定していたと考えられる。<sup>⑩</sup>

そのビッドル艦隊の第一報が浦賀奉行所の三崎陣屋に届いたのが弘化三年閏五月二七日午前八時頃（朝五ツ）、<sup>⑪</sup>幕府への報告では、浦賀奉行所には午前十一時頃（巳中刻）情報が届き、すぐに通詞を乗せた番船を六艘差し向け野比浜沖で停船させ、武器を多数積載していることから浦賀港内には入れずに回りを多数の番船で取り囲むこととし、その日のうちに国籍・来航の目的・艦船の詳細等を確認した。<sup>⑫</sup>

一方、ビッドルの方は、事前の情報収集では長崎奉行が条約を結ぶ権限を与えられていないこと、長崎から江戸まで通常七週間の道程があることを考慮して、直接江戸湾へ乗り込もうとしたのであった。来航の目的を文書で提出することを求められたビッドルは、信任状とともにそれを日本側に渡した。<sup>⑭</sup>

翌二八日、浦賀奉行大久保忠豊（もう一名の奉行一柳直方は在府、二九日に浦賀へ出立）は、幕府に対して両藩主（三浦半島側・川越藩主松平斉典、房総半島側・忍藩主松平忠国）出陣の件を正式に打診した。一方、幕府の方も、申し渡しの際に「自然異儀二及び候も難計」と事態を重く見て、二九日に両藩主の出陣を内示したのであった。<sup>⑮</sup>

異国船来航にともなう藩主の出陣は、正保四年（一六四七）に長崎へポルトガル船が来航して以来、凡そ二〇〇年ぶりの出来事であった。正保四年の際は、寛永十六年（一六三九）のポルトガル人の追放以来、彼らに対する強い危機感から、沿岸防備体制が構築され、それが実際に機能したもののだが、<sup>⑯</sup>ビッドル来航時に再び藩主の出陣を命じたことは、幕府がビッドル艦隊の来航をいかに重い事態と受けとめたのが窺える。

六月二日、老中阿部正弘から正式に出陣の命令が伝えられる。忍藩はその日の午後二時頃「御出陣、騎馬三而御供方上下共六百人余」の陣容で出発、さらに国元から上下八〇〇人が富津陣屋へと向かった。<sup>⑰</sup>川越藩では忍藩側の着陣予定時刻にあわせて三日の午前八時頃上下二〇〇〇人程の陣容で出発し、四日午後六時頃に大津陣屋へ着陣した。<sup>⑱</sup>一方、忍藩主松平忠国の方はすぐには陣屋へは入らず、直接台場を巡視した後、同日の午後八時頃富津陣屋へ着陣した。<sup>⑲</sup>その間、両藩主の着陣予定時刻（四日夕刻）から、五日早朝に「通信通商」は「國禁」であること、「外國之事ハ長崎にてあつかふ國法」であり、二度と浦賀に来航しないことを記した「論書」の申し渡しを行うことを三日に決定した。さらに同日、六艘の大船に二挺ずつ大筒（貫目以上四挺、三〇〇目以上八挺）を積載することに關して浦賀奉行から、相手を刺激しないために目立たぬようにすることが指示された。両藩主が着陣した四日には、論書申し渡しの際異変が起こった場合、浦賀奉行から次のような指示が出された。

異國船江歸帆申渡異變之節者、浦賀御役所之船二而鐘を鳴らし太鼓を打大筒打拂候ハ、右を合図二一同打拂、夫より直二異船江乗込討死之覺悟之由、被仰聞候事<sup>⑤</sup>

すでに現場には従来通り富津・観音崎ラインでの打沈めが四月に指示されていたこともあって、浦賀奉行四艘、川越・忍藩各六艘の計一六艘に大筒を積載してビッドル艦隊を包囲したうえで、異変が生じた場合、日本側の小舟のみでは内海への侵入を阻止することは不可能であることから、その場で打ち払うこととなった。浦賀奉行側では弱点と思われたビッドル艦隊の艦の方を手勢の四艘の船で砲撃する計画を立てていたが、「素より軍船ニも無之船」では到底勝利は望めなかった。浦賀奉行が指示した「異船江乗込討死之覺悟」には以上のようなビッドル艦隊との軍事力の格差の認識があった。そして、問題の五日の論書の申し渡しである。この時アメリカ側とトラブルが起こったことはすでに知られているが、果たしてその原因は何か、開戦の危機は存在したのかを次に検討しよう。

事件の概要は、ビッドルの報告によれば次のようなものである。論書の申し渡しを日本側官船で行うことに同意したビッドルが日本側官船に乗り込もうとしたところ、日本側の兵士によって突然押し倒された。憤り本船に引き返したビッドルは、抗議するとともに日本側の法律に基づいてその兵士の処罰を要求した。そして、事件の原因をビッドルは、通訳がうまくゆかなかつたためと考えていた。<sup>⑥</sup>

ビッドルは気がつかなかつたが、彼が乗り込もうとしたのは川越藩の士大将小河原近江の船であった。乗船する船を誤ったことがそもそもの原因であるが、川越藩の記録でもビッドルを押し倒した（異人の足をはね落し）者の氏名（「羽野端平義」）以外、その原因は明らかにされていない。<sup>⑦</sup>

では実態はいかなるものだったのか。当時、ビッドル来航の情報を収集した土浦藩儒者中田正誠の記録には次のようである。

取違松平大和守様番船江乗込候處、大筒等へ菰掛置候付、異人共右之菰者ね除見、其上大和守様衆何れも甲冑二而刀抜き、異人以



之外立腹にて（後略）（午六月 阿部駿河守様衆御陣場詰之者より来状之写）

誤りて川越侯供船之内へ参り候付、鎮臺之船へ参り候様指圖致候得共、言語不通、彼是致候内夷人右船ニ乗置候大筒ニ手を掛候を  
見候而、川越士人刀を抜候得者、大ニ驚き小船ニ飛乗早速逃帰り何分之船中騒々敷覺候、内幕之如き物を以て船を包み砲門計り明  
置候而、既ニ一戦ニ及候勢御座候（安井仲平より中田正誠宛書翰 六月二三日付）<sup>②</sup>

また、『弘化雜記』には次のようにある。

川越様御備船江乗入候所大筒之有候ニ付、其上ニ懸ケ阿り候むしろを取（中略）無沙汰大筒江手懸、不札之至御立腹（後略）<sup>③</sup>

以上の史料からトラブルの原因とその結果は、次のように推定できる。論書申し渡しのためにビッドルが日本側官船におもむこうとしたところ、誤って川越藩の士大将小金原近江の番船に乗り込んだが、それが誤りだとは言葉が通じず気がつかなかった。その際に米国側の兵士が勝手に大砲にかけてあった孤を取り払い、そして手をかけた。それは事前に浦賀奉行の指示で目立たぬようにするために覆つてあつたものであつた。それを見られた川越藩士が狼狽、なおかつその無礼さに立腹し抜刀した。川越藩士がおそらくちょうどその時、船に乗り込もうとしたビッドルの足をはらつたためにビッドルが倒れる格好となつた。米国側の兵士も劔に手をかけたため双方からこれを抱き留めなんとかおさまつた。<sup>④</sup>だが、憤慨した米国側は本艦に戻り開戦の準備を始めた。

ビッドルは、海軍省長官宛の報告書で開戦準備に関して言及していないが、浦賀奉行与力佐々倉桐太郎はその模様を次のように述べている。

少々行違之義有之、異人大ニ立腹仕、直様本船ニ引返シ大砲ヲ繰出シ、各持場ヲ堅メ争戦ニモ可及有様（中略）御固船ニ而者今朝ヨ  
リ火矢炮烙玉ニ至ル迄筒毎ニ込、今やくと相待候、実ニ大事ノ口號ニ而御座候<sup>⑤</sup>

当時の風聞では、場合によっては論書申し渡しの際、浦賀奉行地方掛与力の中島清司がビッドルを刺殺し、それを合図に打ち払う計画も立てられていたというように、すでに現場の軍事的緊張は高まっていた。そこへ六月五日の早朝、両者

が互いに大砲に装填し、にらみ合う一触即発の状況が出現した。二〇〇年ぶりに臨戦態勢のもとで藩主が在陣していることを考えれば、従来言われてきたような「平穏な九日間」などではなく、実は開戦の危機の可能性は十分に存在したのであった。その後の浦賀奉行与力らの懸命の説得によって開戦の危機は回避されたが、この経験がこの後の洋式軍艦導入問題と密接にかかわる重要なポイントでもあった。

一方、論書の申し渡しは、川越・忍両藩の家老と留守居役が立ち合うなか、与力の中島清司よりコロンバス号で行われた。これに対してビッドルは了解した旨の「請書」を提出し、順風をまっけて七日に出帆した。

ビッドルの方は政府から指示された日本側の開国の意志の確認を行っただけで、命令以上の職務を行う意志はなかった。②③ だが、ビッドル外交は、彼が受け取った論書がサインや日時も記載されていない甚だ外交上の儀礼のルールを欠くものとして批判されたように、アメリカの日本に対する開国交渉の立場をより不利なものとしたと批判されたのであった。④ さらにビッドル来航直前、米國捕鯨船ローレンス (Lawrence) 号の乗組員が択捉島に漂着したが、政府が彼等を帰国させるべくビッドル艦隊を活用しなかつたとの批判も起こっていた。⑤ 後にペリーが砲艦外交を展開した背景には、上記のようなビッドル外交に対する批判が少なからず影響を与えていたのである。

なお川越藩士がビッドルを突き飛ばした一件は、当初海防掛が問題視し、浦賀奉行が該当武士の処罰を示唆していたが、家中一統の士気に響くとして川越藩が強く抵抗したために不問にふされている。⑥

- ① 園田英弘『西洋化の構造』（思文閣出版 一九九三年）第二章「二 蒸気船軍艦発達史」。熾治夫『艦砲射撃の歴史』（原書房 一九七七年）五三―五四頁。青木栄一『シーボラーの世界史 2』（出版協同社 一九八三年）五八頁。
- ② ジェイムズ・ドック、ジェイムズ・ムーア著、渡辺修治訳『図説英國の帆船軍艦』（原書房 一九九五年）二―十一頁。
- ③ Howard I. Chapelle, *The History of the American Sailing Navy* (Bonanza Books, 1949) p. 309-310, 314. 堀元美『帆船時代のアメリカ 下巻』（原書房 一九八二年）三二―二八頁。
- ④ Howard I. Chapelle, *The History of the American Sailing Navy* p. 478.
- ⑤ 表1典拠史料に同じ。この年には同規模のスクリュー型フリゲート

艦が他に三艘進水してゐる。

⑥ 園田前掲書六九頁。

⑦ 小山弘健『図説世界軍事技術史』(芳賀書店 一九七二年)第四章  
第四節「汽走軍艦」。

⑧ 杉浦昭典『蒸気船の世紀』(N.T.T出版 一九九九年)二九〇頁。

⑨ なおビッドルの経歴は以下の通りである。一七八三年フィラデル  
フィアに生れ、一八〇〇年に海軍に入隊。第二次米英戦争においては  
スループ艦ホーネット号の指揮官として活躍し、その功績により一八  
一五年、議会からメダルが授与され大佐に昇進。その後は西インド艦  
隊、ブラジル艦隊の各司令官を務め、地中海艦隊司令官の間に米・ト  
ルコ条約を締結した。一時健康を損なつたが、一八三八年にはフィラ  
デルフィア海軍病院に付属の兵学校を設置し、後進の教育にあたつ  
た。一八四六年には米清通商条約批准書を交換、日本から帰国後は太  
平洋艦隊を率いてメキシコ戦争に参加し、一八四八年に故郷で亡くな  
つた。

(Roger J. Spiller, ed, *Dictionary of American Military Biography*,  
Volume 1, Greenwood Press, 1984, p. 83-85).

⑩ 前掲「増訂近代日本外国関係史」四〇八―四一〇頁。Teijun  
Wada, *American Foreign Policy towards Japan during the Nineteenth*  
*Century* (The Toyo Bunko, 1928) p. 19-22.

John W. Foster, *American Diplomacy in the Orient* (Houghton  
Mifflin Company, 1903) p. 142-144.

Te-kong Tong, *United States Diplomacy In China, 1844-60*  
(University of Washington Press 1964) p. 8-11.

「海軍省長官ジョージ・バンクロフトより東インド艦隊司令官ペン  
ドル宛」日本訪問に関する訓令の抜粋、1845.5.22日付」(U.S.

*Congressional Documents, Senate Executive Documents, 32d Cong., 1St*

*Session, No 59) p. 64. 以下 S. Ex. Doc. No 59 と略記。*

⑪ 「東インド艦隊司令官ビッドルより海軍省長官ジョージ・バンクロ  
フト宛公信」1845.6.31日付」(S. Ex. Doc. No 59, p. 64-66)。

⑫ 「佐々倉勘藏より結城敏之助宛書簡、弘化三年六月三日付」(佐々  
倉航三「弘化三年ビッドル提督の来航」『海軍史研究』創刊号、一九  
六三年)。

⑬ 箭内健次編『通航一覽統輯』四(清文堂出版 一九七二年)一一一  
―一五頁。

⑭ 註⑪史料に同じ。ビッドルとの一連の往復文書は「新伊勢物語」  
(茨城県史編纂委員会編「茨城県史 幕末編Ⅰ」一九七一年、六〇―  
六一頁)に掲載。

⑮ 前掲「通航一覽統輯」四、一二九―一三〇、一三四―一三五頁。  
「川越藩相州警衛一件別録」三(写本、東京大学史料編纂所蔵)、閏  
五月二七、二八、二九日、六月一日の条。

⑯ 山本博文「寛永時代」(吉川弘文館 一九九六年)九三―一一六、  
一〇五―一〇〇頁。

⑰ 東京大学史料編纂所蔵「忍藩士中野家日記」三。

⑱ 前掲「川越藩相州警衛一件別録」三、六月三、四日の条。

⑲ 前掲「忍藩士中野家日記」三。  
註⑱に同じ。

⑳ 維新史料編纂会編「大日本維新史料」第一編之一(維新史料編纂事  
務局、一九三八年)弘化三年四月二八日の条、四四六頁。

㉑ 「浦賀表御備向之儀御尋ニ付先達而御答申上候処、書面不行届哉奉  
存候間、猶又申上候書付」(整理No.一三〇「御目付松平式部少輔殿  
御備向御見分一件帳」〈横須賀史学研究会編「浦賀奉行史料集」第

一集、たたら書房 一九六八年、三九三頁）。

②③ 註①史料に同じ。

②④ 前掲「川越藩相州警衛一件別録」三、六月五日の条。

②⑤ 「中田正誠雜記」一（写本、東京大学史料編纂所蔵）。「阿部駿河守

様」とは、房総側で自藩領の海岸を警備した佐貫藩のこと。また「安井仲平」とは、当時自ら浦賀に赴き情報を収集した飢肥藩儒者安井息軒のこと。いずれも現場にいたために情報の信憑性は高いと考えられる。また「午六月 阿部駿河守様衆御陣場詰之者より来状之写」は、

「弘化雜記」（汲古書院 一九八三年、三〇七頁）にも収載されている。以下、引用史料中の括弧付は筆者による。

②⑥ 「浦賀船問屋より之来状抜書」（前掲「弘化雜記」三二〇頁）。

②⑦ 前掲「川越藩相州警衛一件別録」四、九月二七日の条。

②⑧ 佐々倉桐太郎「亜美利駕船渡来雜記」（写本、東京大学史料編纂所蔵）。なお、同内容のものが「通航一覽統輯」第四卷に（一五二—一五三頁）「異国船渡来雜記」からの出典として載せられている。

## 二 洋式軍艦導入問題と海防方針

ここでは、海防政策にかかわった海防四家・浦賀奉行・海防掛老中の阿部・海防掛の四者それぞれの内海警衛における海防方針を明らかにすることにより、軍艦導入をめぐる対立軸と海防方針の形成過程を検討することにする。

まず最初に、弘化四年（一八四七）九月に海防四家の協議が開始されるまでの経緯を簡単に述べよう。ビッドル艦隊の軍事的脅威、そして、開戦の危機、これらビッドルショックと言うべき事件により、幕府はビッドル艦隊が退去した二日後の弘化三年六月九日、老中の阿部が打払令復活の可否と海防の具体策に関して三奉行等へ諮問を行い、<sup>①</sup>それを皮切に本格的に海防政策全般の見直しを開始した。幕府は、八月二〇日に海防掛目付の松平近詔に相模・伊豆・安房・上総の各御

②⑨ 「清次」（浦賀奉行与力・中島清司）兼而約候者、某老年ニ付早業成

不申候間、若異人相論承知不致候ハ、座中主立候者へ飛か〜り刺違可申候、通詞者海へ飛入候へ、夫を合図ニ打拂可申と相約候」（「某氏聞見談話之由」、東京大学史料編纂所蔵「異船渡来一件」所収）。

③⑩ 前掲「通航一覽統輯」四、一四七—一四九頁。

③⑪ 「論書」、「請書」とも前掲「新伊勢物語」。

③⑫ 註①史料に同じ。

③⑬ 「駐華弁務官エベレットより國務長官ジエームズ・ブキャナン（James Buchanan）宛公信 1846. 10. 26 日付」（前掲 S. Ex. Doc. No. 59<sup>a</sup> p. 67）。

③⑭ 「駐華弁務官エベレットより國務長官ブキャナン宛公信 1847. 1. 5 日付」（同前、p. 69）。

③⑮ 「駐華書記官パーカー（Parker）より國務長官ブキャナン宛公信 1848. 2. 25 日付」（同前、p. 70）。

③⑯ 前掲「川越藩相州警衛一件別録」四、六月一日、九月二七日の条。

備場の見分を命じ、弘化四年二月一五日、その答申に基づき従来の川越・忍藩に加えて、会津藩（房総半島側）と彦根藩（三浦半島側）に江戸湾海防が命ぜられた。この前後、一柳直方は二月九日に日光奉行へ、大久保忠豊は五月一二日に書院番頭へ転役され、かわつて戸田氏栄が日光奉行から、浅野長祚が先手からそれぞれ浦賀奉行へ就任した。

四月一四日、幕府は海防四家（川越松平・忍松平・会津松平・彦根井伊家）に対して警衛方法に関して協議するよう命じたが、その協議は九月一四日になってから漸く開始される。海防四家はそれぞれの海防案を調整しつつも、持場や各家ごとに事情が異なることから、四家が個別に提出することとなり、翌月の一日に浦賀奉行へ提出された。問題の異国船が富津・観音崎間を越えて内海に侵入した場合の対応に関しては、四家とも原則的に打沈めは行わず、幕府の指示通りに可能なかぎり穏当な対応を取ることで一致している。また、相手が抵抗した場合においてさえも、忍藩が「小事より大害を引出」すとして「打拂之儀は深く心得可有之事」とし、川越藩も「不容易事ニ付其節ニ臨み深く勘辨」としたように、打沈めに関しては極めて慎重な姿勢を示したのであった。<sup>⑤</sup>

この答申に対して老中の阿部から十月二七日、浦賀奉行浅野に対して四家に尋問書を提出するように指示があり、浅野はそれに応じて一月に一五カ条にわたる尋問書を提出するとともに、翌月の二五日、先の尋問書を六カ条にまとめ、海防四家に対して再度諮つたのであった。<sup>⑦</sup>浅野はこれら一連の諮問の中で、複数の艦隊の内海侵入とそれにもなう海上封鎖の危険性を指摘したうえで、海戦を回避してどのような対抗手段があるのかを問題としたのであった。

海防四家の答申は、四家一致の内容で先の浦賀奉行浅野の六カ条の尋問書に答えるという形で、嘉永元年（一八四八）五月二日に再び提出された。<sup>⑧</sup>その内容は、軍艦を建造し訓練を行えば対抗も可能だが、現実的には軍艦の自力建造は不可能で、焼打や急襲等の策もあるが、実際の対抗手段は確定できないものである。四家の海防案は、海戦は国辱となるので回避し、陸上に防禦の重点を置くという従来からの主張通りであった。浦賀奉行の再三の諮問にもかかわらず、忍藩では先の海防の答申において、わざわざ複数の艦隊の来襲の可能性に触れながらも、「船戦者不覚之基、海岸へ引付必

勝之計策」を主張していたように、海防四家の陸上防御の方針に変更はなく、また先に述べたように打沈めに關しても極めて慎重な姿勢を示したのである。

次に浦賀奉行の軍艦導入をめぐる動きと、それに対する海防掛の対応を見てみることにする。軍艦建造問題は、スループ形船の導入を巡って、浦賀奉行が戸田・浅野へと交代した弘化四年の中頃から本格的に動きだす。この年の九月に阿部の諮問を受けた浦賀奉行は、貫目以上の大砲が積載可能で、従来の押送船よりは乗廻しが自在であるとして、スループ形船の建造を上申した。これに対して海防掛は、嘉永元年九月に、西洋の軍艦には到底対抗できないこと。天保十三年（一八四二）に出された三櫓禁止令に抵触するだけではなく、異国船と誤認されやすいこと。異国船取扱令が改変され、なおかつ陸上防御を主とすることが決定済みであることを主な理由として反対したが、その年の一〇月、浦賀奉行は再度同様の建造を願い出たうえで、海防四家にも建造させたい旨の上申書を提出した。これに対して海防掛は、翌月に前回と同じ理由から反対し、導入は難航したが、阿部は再三にわたる浦賀奉行からの要求に理解を示し、費用も二二三〇両余りと軽微であることから、試作として一艘建造し、実用性を試すことを海防掛に提案するとともに、嘉永二年（一八四九）二月に浦賀奉行が今度は帆柱を一本のみとする修正案を提出した機会を捉えて、同月にスループ形船の建造を許可したのであった。<sup>⑩</sup>

問題は、帆柱の本数にあった。弘化四年九月に浦賀奉行が提出したスループ形船の原案は、天保十一年（一八四〇）に佐賀藩が建造した洋式のバツテイラ船の雛形を手本とし、三櫓として計画されていたからである。<sup>⑪</sup>

ここで寛永十二年（一六三五）の武家諸法度で出された「五〇〇石以上之船停止之事」、いわゆる大船建造禁止令にふると、この法令は安達裕之氏によれば、幕末には次のように変容したという。本来は大名の水軍力を抑止するために、航洋船を除く五百石積以上の軍船・商船を禁止する目的として制定されたのだが、幕末には鎖国維持のために「大船」、なかでも航洋可能で堅固な洋式船の建造が禁止され、帆柱も一櫓に制限されたと考えられるようになったという。

これからわかるように二檣以上の帆柱は、禁令に抵触すると判断されたからである。また、嘉永二年二月八日に浦賀奉行の浅野は、スループ形船導入に関して会津藩士野村監物に「二本帆ハ異船ニ類候故紛敷相成」と語っているように、二本檣の禁止は、禁令に抵触するという理由ばかりではなく、異国船との誤認を避けるための重要な措置と考えられていた。事実、ペリー来航後の嘉永六年（一八五三）九月に大船建造が解禁された際にも、大小目付は「異国船ニ不紛ため、船印等駚と相分り候様」条件を出して許可したように、誤認騒ぎのたびに海岸警備をしなければならぬ領土層の疲弊を避けるためにも、異国船との差異を明確にすることに最後まで注意が払われていたのである。

完成したスループ形船は、同年の一二月に蒼隼丸と名付けられ、結果的には船首に帆柱を付け加えたために帆柱との二檣の船として建造されたが、翌年五月の海防掛による試乗の際の答申書で、彼らは在来の弁才船等の廻船にも帆柱があることから、それと同様の大きさに帆柱を縮小すれば二檣でも構わない旨を答申した。<sup>⑩</sup>すなわち、日本の廻船では帆柱は上部のみに用い、また帆の面積も本帆と比較すれば極めて小さいことから、異国船と誤認されるようなスループ形船の「下巾廣く下ニも帆桁を用、異様ニも相見」る帆の造りを変えればよいとしたのである。つまり海防掛は、二檣の洋式船でも異国船と誤認されなければ構わないとしたわけである。

スループ形が許可された年の嘉永二年六月、浦賀奉行は従来から配備されていた下田丸が老朽化したのを機に本格的な「大艦」建造の計画案を提出した。<sup>⑪</sup>これは下田丸の部材を利用し、「廻船造大砲拾挺据」で長さ一五間、幅五間、深さ二間五尺五寸の凡そ一四〇〇石積クラスのマツラ造、すなわち肋材を用いた洋式構造の軍船を建造する計画である（建造費用の見積りは七三五〇両）。浦賀奉行の浅野が前月に構想した海防案では、「軍艦、西洋にてフレカットと申候船にて御座候、三艘御新調可相成」計画で、これを場合によつては費用を省くためにオランダへ発注し、一艘は浦賀奉行持ちとし、残りの二艘は海防四家へ配備しようとするものである。<sup>⑫</sup>このことから、「大艦」はスループ形より大型のフリゲート艦を想定していた可能性があり、また、この年の一二月にはさらに「格別大舟に無御座、大筒二十挺程据付候軍艦」を上申してい

た。すでにスloop形が建造されていることを考え合わせれば、浦賀奉行の浅野は、この「大艦」を中心とした言わば艦隊構想とも言うべき計画を持っていたことを窺わせる。

以上の軍艦建造案に対して勘定方海防掛は翌年三月、祖法に抵触すること（「前々より之御定」）大船建造禁止令、「近年被仰出之趣」天保一三年の三櫓禁止令）、海戦では西洋の軍艦に対抗できないこと、したがって永続的な海防案とはならないことを理由に反対したのであった。

ここで先のスloop形船の答申と合わせて、海防掛の意見がほぼ出そろったことになるので、軍艦導入に対する彼らの反対理由をまとめてみよう。まず第一に、「大船」洋式の軍船と認識されていた当時であって、祖法との関連が問題とされる。第二に、領主層の疲弊と純粹な海防の観点から、異国船との誤認を避けるための処置をとる必要があったことである。ただし、異国船との差異が明確であり、費用も輕微であれば二櫓の船でも許可したことは、先のスloop形船でみた通りである。第三に、すでに陸上防御の海防方針が決定済みであるとしていること。第四には財政の観点からであった。浦賀奉行が計画していた先の下田丸を改造した本格的な洋式軍艦には、建造を認めたスloop型船の三〇倍余りの費用がかり、財政難による「国家之衰弊ハ内傷」と認識する海防掛は、永続的な海防政策という観点とあわせて却下したのであった。

最後に、老中の阿部が洋式軍艦の導入に関してどのように言及しているのかを確認してみる。彼は当初軍艦導入に熱意を示し、ビッドル来航直後の弘化三年七月、前水戸藩主徳川斉昭に対して、海上封鎖を阻止するために軍艦を建造して浦賀、長崎などへ配備する考えを示していたが、九月三日にはその実現の可能性について斉昭に次のように述べている。

船製并備向等之義、今以觸達ニも不相成、日夜御心配之段御尤御同意ニ御座候得共、兼々御承知之通大事之一策ニ而、勿論執法之向々議論も有之、逆も急々觸達之運ひには難相成と奉存候、左様御含置可被下候。

これからわかるように阿部は、早急な軍艦導入は困難であるとの見通しを二ヶ月後には早くも示し始めていたのである。



そして、弘化四年三月、会津藩主松平容敬と内海の海防について会談した阿部は、「此方評議も迎も海上之戦者無覺束事<sup>25</sup>」と海戦を回避する意向を示している。

また、同年一二月五日に川越藩主の松平斉典から「於相州船戦之義」を尋ねられた阿部は次のように答えている。

異船渡来候ハ、打立打拂致し追拂候得者直、追打等者致スニ不及、城船与も申船、小船を以追打致候義、其詮無之事ニ付御内評(打沈め慎重論) 右之通ニ而直、乍去是者極内々ニ有之<sup>26</sup>

阿部は打払令復活を最善の策とする一方で、ビッドル艦隊との経験から海戦の可能性を否定したうえで、一〇月に浦賀奉行に提出された先の川越藩の打沈め慎重論を認めているのであった。

さらに嘉永元年七月に、浦賀奉行の浅野は、水戸藩士らに対して阿部の軍艦導入の意思に関して次のように述べている。

世間にては、バッテリー御製造相成候杯、實之様に沙汰仕候得共、更に跡形もなきよし、尤伊勢殿(阿部正弘)御製造之思召は有之候歟、中務少輔(浅野長祚)より追々畫圖杯、入御内聽候事は有之よし、仲々愈御製造に相成歟否は、何共安心不仕<sup>27</sup>

浦賀奉行の見るところ、幕府には現在、洋式軍艦建造の計画が全くないこと、また阿部の軍艦導入の意思も定かではなく、将来の導入見込は全く不透明な状況となっていたのである。

そして嘉永二年六月、洋式軍艦建造の諮問の噂があることについて尋ねた会津藩主松平容敬に対して阿部は、それは浦賀奉行からこの月に提出された先の下田丸を改造した「大艦」建造の計画書との誤認であることを伝えるとともに、「大艦製作など別段尋いたし候事にハ無之一」と洋式軍艦導入に向けての諮問の噂を否定したのであった。<sup>28</sup>

このように阿部の発言を追ってみると、彼が洋式軍艦導入に直接触れたのは、斉昭に対する先の発言以外見当たらない。そして、その言動もビッドル来航直後とは大きく翻り、海上防衛に対しては否定的になっていることがわかる。従来は、阿部が洋式軍艦導入を積極的に推進していたとする根拠を、ビッドル来航直後の先の斉昭に対する言動と、スルーP形船の導入を許可したことの二点に求めていた。しかしながら先の阿部の言動から見ると、彼が洋式軍艦の導入を積極的に

推進していたとする根拠は極めて薄弱であることがわかる。また、スloop形船の導入に関しても、永続的な海防政策と財政との兼ね合いといった側面が強かった。浦賀奉行を務めたことのある公事方勘定奉行の池田頼方が、「永久御備ニ相成候得者、諸家雑費ニ国力衰耗可致、防禦之備ニ空ク国力衰耗ニ及候而者、御全策ニ者有之間敷」と述べるように、当時は恒久的な海防費用の財政負担増が、結局国力の衰退につながるという見方があった。従来の先行研究でも、勘定方の緊縮財政が洋式軍艦の導入を阻止した主な理由の一つと見なしてきた<sup>④</sup>。事実、勘定方の緊縮財政が海防強化の障害となつているとの批判は当時からあった<sup>⑤</sup>。しかし、最初に海防費用に財政の枠をはめたのは勘定方ではなく、阿部本人であった。

ビッドル来航直後の弘化三年六月に打払令復活を諮問した際に、「出費も多く永續不致様ニ而者詮も無之候間、是など之處厚勘考いたし可申上」と財政の負担にならない範囲での永続的な海防策を求めていたからである。したがって阿部は、海防に対する自らの基本方針にそつて実用的で費用が軽微の押送船とスloop形船は認めたのである。だが、このことが洋式軍艦の導入を意味しないことは、先に見た阿部の言動と海防に対する基本姿勢を考えれば、十分に理解を得られるのではないだろうか。以上のことから阿部は、海防掛、海防四家の意見を受け入れる形で、陸上防御へと方針を転換し、費用が軽微で小型のスloop形船の建造と配備は認めたもの<sup>⑥</sup>、当時本格的に洋式軍艦の導入を海防政策として打ち出す考えは持っていなかったと言つてよいだろう。

また、当時は海戦という発想は一般的ではなく、軍艦の実用性に対しても海防掛のみならず兵学者等からも疑問が持たれていた<sup>⑦</sup>。当時はまだ軍艦の実用性に対する認識と評価は意外に低かったのが実情である。

これまでの論点から、海防政策にあつた四者の意見をまとめてみると次のようになる。(1)ビッドル艦隊との対応の教訓から、老中の阿部・海防四家・海防掛は、陸上防御の方針で一致し、海戦を前提とした本格的な洋式軍艦の導入による海防方針には否定的であつた。(2)その主な理由は、不利な海戦の回避と軍艦の実用性に対する疑問、祖法の遵守、異国船との誤認問題、永続的な海防政策と財政との兼ね合いといった観点にあつた<sup>⑧</sup>。(3)ただし、費用が比較的軽微であり、異国

船と誤認されないような実用性のある小型の軍艦であれば、阿部・海防掛ともに認める方針であった。(4)これに対して浦賀奉行は、海上封鎖等に対抗する手段として洋式軍艦の導入を積極的に推進してゆこうとしていた。

このように浦賀奉行の洋式軍艦導入による海上防御の方針は、幕府内部で広範囲な合意を形成するには至らなかったのである。幕府の海防方針が陸上防御へと最終的に決着をみるのは、嘉永三年（一八五〇）八月に提出された御備場見分の際の復命書において明確に陸上防御の方針が示され、その後、それがほぼ完全に実施に移されることによってであった。では次にその事実を確認しよう。

幕府は弘化三年九月に続いて、嘉永三年五月からより大規模な御備場見分を実施する<sup>⑦</sup>。その際に阿部は、効率的な大砲の配備などを調査することを命じるとともに、事前に予算枠を設けずに見分することを指示している<sup>⑧</sup>。その見分は五月一日から七月六日に至る間、房総、三浦、伊豆の各半島を巡見し、八月九日に復命書を提出している<sup>⑨</sup>。その内容は、大森村から鈴木新田までの大筒町打場建設は許可し、内海防衛の拠点とすべきこと。鳥ヶ崎・亀ヶ崎に新規台場を建設し、観音崎台場を鳶ノ巣へ移転すること。千代崎台場は従来通り浦賀奉行持ちとし、貫目以上の大砲を一五挺増設すること。下田湊の警備は葦山代官江川英竜に委任し、沼津・掛川藩が下田伊豆海岸御固めを担当すること。スループ形蒼隼丸は、船手・鉄砲方等の専門家の評価によつては新たに建造許可すべしというものである。このように復命書では、従来から認められていたスループ形船に言及された以外は、明確に陸上防御の方針が示されたのであった。この復命書が答申された後、大森大筒町打場は嘉永四年（一八五二）一月二八日、非常時の際の台場兼用として建設が決定され<sup>⑩</sup>、同四年三月二七日には下田警衛は代官の江川へ引き渡された。また異国船来航時には、小田原・沼津・掛川各藩が出兵することとなり、同五年（一八五三）四月一九日には、鳥ヶ崎・亀ヶ崎・鳶ノ巣（観音崎）に台場が完成し、川越藩へ引き渡されている<sup>⑪</sup>。さらにスループ形船も、前年の七月に蒼隼丸が焼失したことから、同四年三月一〇日に新たに建造（晨風丸）が許可されている<sup>⑫</sup>。

以上のように嘉永三年八月の復命書は、千代崎台場が井伊家へ引き渡された以外、基本的にはすべて実施に移され、幕府の陸上防御の方針は貫徹されている。この結果、内海における貫目以上の大砲は、弘化三年のビッドル来航時の四〇門から、ペリー来航前には、その二・五倍にあたる九九門へと飛躍的に増加したのであった。<sup>⑭</sup>

さてこのように見てくると、軍艦導入をめぐる対立軸は、浦賀奉行とそれ以外の三者との間にあったことがはっきりとしてくる。さらに両名の奉行（戸田氏栄・浅野長祚）のうち、幕府の陸上防御の方針と決定的に対立していたのは浅野の方であり、浅野転役（嘉永五年閏五月）後、戸田は勘定方の意向にそった形で、より財政負担を軽減する方向に海防政策を推進していったという。浅野と親交のあった前新発田藩主溝口直諒はその模様を次のように証言している。<sup>⑮</sup>

船も浅塹中務少輔申立にて、小き一艘出来、是も焼失以後代りハ未出来也、浦賀奉行を浅塹氏轉役以来、同所之御備向甚御手薄となり、同役戸田伊豆守カ申立御勘定奉行と同意に出て、其斗ひが通りて浦賀奉行所持之所ハ井伊家に被仰付候也、其功により戸田氏は御勘定奉行次席となり、浦賀在勤中年、二百金被下候事ニ相成、其功と云は公儀物入少キ様に改革せしを以て也、是皆御勘定向より之申立通りよくして然る故也

おそらく戸田のこのような行動の背景には、嘉永二年一〇月に海防掛の大小目付から名指しで批判されたことが影響しているのかもしれない。また、浅野転役の理由をその戸田は、同役の井戸弘道に次のように語っている。<sup>⑯</sup>

（海防政策に関して）拙意を申述候ハ、何事も算盤机上の海防策被行候故、とかく被潰候間、是にて七ヶ年中最初より結局之意ハ打出し不申、漸々ニ仕度心、（軍艦の導入を）浅中書（浅野）も血気強、築州（水野忠徳）も微細に論を尽され候故、事毎ニ大加、りニ相成、遂に出来ぬ相談と打潰され、（中略）上に明莫の御決断なく、因循苟且之時勢、遮而正論を吐候共遂に攘斥せられ却而御為ニ不相成（後略）。

浅野の後任の水野忠徳がどのような海防案を計画していたかは定かではないが、浅野は先にみたように艦隊構想と云うべき計画を持っていたことから、彼の海防案が大規模になり、幕府の陸上防御の海防方針と懸隔したことが転役の直接の

理由であつた。

- ① 「御口達」(国立公文書館内閣文庫蔵「御備場御用留」二)。
- ② 前掲「御目付松平式部少輔殿御備場向御見分一件帳」(浦賀奉行史料集「第一集」)。
- ③ 前掲「大日本維新史料」第一編之五、四月二六日の条、八七七八頁。
- ④ 「松平容敬手扣——房総御備場御用一件——」二(写本、東京大学史料編纂所蔵)。以下、「手扣」と略記。
- ⑤ 東京大学史料編纂所蔵「大日本維新史料稿本マイクロ版集成」(丸善 マイクロフィルム版) フィルムNo. K0-015、弘化四年一月二日の条。以下、「稿本」K0-015のように略記。
- ⑥ 「御固大名江御間目之下案」(前掲「御備場御用留」四)。
- ⑦ 前掲「稿本」K0-017、弘化四年二月二五日の条。
- ⑧ 同前K0-003、嘉永元年五月二日の条。
- ⑨ 註⑤に同じ。
- ⑩ 以上の経過は、「スループ船評儀」(岡山大学附属図書館池田家文庫蔵「箋策雑収」)。なおスループとは、本来一八門程度の砲を持つ軍艦をさし、またフリゲートは二〇門以上の砲を持つ一層砲甲板の軍艦をさす用語(前掲「シーパワーの世界史」1、八〇―八四頁)であるが、この時点で日本側では、これらの用語を厳密に適用し理解してはたけではなく、洋式構造の軍艦を指す用語として一般的に使用してはたと思われる。バッテリーも同様である。
- ⑪ 「スループ形御船繪圖面等差上候儀ニ付申上候書付」、「覚」(前掲「御備場御用留」六)。
- ⑫ 安達前掲書、二三〇―二四〇頁。
- ⑬ 同前書、第一章「鎮国と造船制限令」。
- ⑭ 前掲「手扣」三、嘉永二年二月八日の条。
- ⑮ 東京帝国大学史料編纂掛編「大日本古文书 幕末外国関係文书」二(東京帝国大学 一九一〇年)六八号。
- ⑯ 前掲「通航一覽続輯」第五卷、一八一頁。
- ⑰ 「浦賀表御備船着年丸乗試等見分仕候趣申上候書付」(国立公文書館内閣文庫蔵「近海御備向見分御用留」三)。
- ⑱ 石井謙治「和船I」(法政大学出版局 一九九五年)「付録 用語解説」。
- ⑲ 「下田丸御造替御船新調之儀申上候御内慮伺」(前掲「御備場御用留」六)。
- ⑳ 「浦賀表御仕向之義ニ付見込申上候書付」(浅野長祚「海防策再稿」所収、国立国会図書館古典籍資料室蔵)。五月一九日の日付があり、幕府に提出されたかどうかは不明である。
- ㉑ 「浦賀奉行見込申上候書付」(勝海舟「陸軍歴史」上、原書房 一九六七年)四〇六―四一〇頁。
- ㉒ 「浦賀表御固之向御手当筋の儀ニ付再應評議仕候趣申上候書付」(前掲「御備場御用留」二)。
- ㉓ 前掲「新伊勢物語」五九頁。
- ㉔ 前同九一頁。
- ㉕ 前掲「手扣」一、弘化四年三月二〇日の条。
- ㉖ 「川越藩記録」(註⑦に同じ)。
- ㉗ 日本史籍協会編「遠近橋」(東京大学出版会 一九七六年覆刻) 四四九頁。

- ⑳ 前掲『手扣』五、嘉永二年六月一日の条。
- ㉑ 「異国船渡来之儀ニ付御尋之趣申上候書付」（東京大学史料編纂所蔵『播磨新宮 池田家記録』）。これは嘉永二年五月の日付があり、同時期の阿部の海防諮問に対する答申の下書きとして書かれたものである。
- ㉒ 三谷前掲論文。
- ㉓ 「当所（浦賀）之御手薄も、全勘（勘定方）之御入費相拒候故、何事茂夫也ニ相成居申候」（河内八郎編『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』（校倉書房、一九九三年）七〇号、当時、浦賀へ砲術教授役として赴任していた幕臣の下曽根金三郎より徳川斉昭宛書翰、嘉永二年一月二日付）。なお、差出人が下曽根であることは、三谷前掲書の一九頁、註（112）参照。
- ㉔ 註①に同じ。
- ㉕ 阿部は、松平容敬にスルーブ形船が実用的であれば、海防四家へも配備する意思のあることを述べている（前掲『手扣』五、嘉永二年四月一日の条）。
- ㉖ 幕末に流行した孫子の兵学には、海戦という概念がなかったという（野口武『江戸の兵学思想』（中央公論新社、一九九九年、中公文庫版）二八八―二九四頁）。
- ㉗ 幕末の著名な兵学者山鹿素水は、日本は古来より海戦の戦術に劣ること。軍艦は大洋でその効果を發揮し、逆に沿岸部では実用性に劣ること。軍艦を建造しても優位な敵の大砲の目標物になること等を理由として、海戦をできるだけ回避し、櫓が二〇挺以下の小船で戦うべしとした（『海備全策』住田正一編『日本海防史料叢書』第一巻（海防史料刊行会、一九三二年）二五九―二六八頁）。
- ㉘ 安達氏は、海防掛の洋式軍艦を「異様之船」としてとらえる華夷思想に、洋式軍艦の導入が阻止された大きな要因があることを指摘している（安達前掲書二五六―二五九頁）が、海防掛が洋式の外観を嫌った理由は、背景に華夷思想が存在したからではなく、異国船との誤認問題があったからだと考える。それは何よりも、海防掛が異国船と誤認されないように帆の造りを変えることを条件にして、スルーブ形船の導入を認めたことに端的に表れている。
- ㉙ 弘化三年時の随員は四名だが、この時の随員は三四九名にのぼる（前掲丹治論文「嘉永期における江戸湾防備問題と異国船対策」第二表参照）。
- ㉚ 前掲『通航一覽続輯』第五卷、三一九―三二〇頁。
- ㉛ 「近海御備向并浦賀表御備場共見分仕候趣申上候書付」（前掲『近海御備向見分御用留』一三）並びに註②の史料。
- ㉜ 「兎」（国立公文書館内閣文庫蔵「大森町打場御用留」、ただしこれは、『近海御備向見分御用留』五に相当）。
- ㉝ 「向々江相達候書付」（同前）。
- ㉞ 前掲『稿本』KA-032、嘉永五年四月一九日の条。
- ㉟ 「勘定奉行衆 浅野中務少輔」（『近海御備向見分御用留』二）。
- ㊱ 前掲『通航一覽続輯』第五卷、一八一―一八二頁。
- ㊲ 前掲『幕末海防史の研究』一一一、一一三頁。
- ㊳ 溝口直諒『竊憂秘記』（東京大学史料編纂所蔵『越後新發田溝口家蔵書』）。
- ㊴ 彼等はスルーブ形船の導入に対して、「伊豆守（戸田氏栄）儀蛮夷之事、事実逐一論究考察仕罷在候事共不被存、全西洋者流紙上論談之趣ヲ尤と存、追、申上候哉」と批判を加えている（『於浦賀表先般御新調有之候船之儀ニ付了簡之趣申上候書付』、前掲『蓼策雜収』所収）。なお先の「スルーブ船評儀」とともに差出人が、海防掛大小目付であることを、安達前掲書、第三章註（68）参照。

おわりに

本稿では、ビッドル来航の再検討と洋式軍艦の導入問題を論点として、弘化・嘉永期の海防問題を考察してきた。その中で指摘した点をまとめると次のようになる。

- (1) ビッドル艦隊は、戦闘力よりも航洋性を重視したペリー艦隊とは異なり、米国海軍の言わば主力艦というべき格別の帆船戦列艦であった。(2) これに対して幕府は、正保四年以来の藩主出陣をそれぞれ川越・忍阿藩主に命じ、臨戦態勢をとらせた。また、現場では船に大砲を積載させ、万一の場合、その場での打沈めを計画していた。米国側とのトラブルの背景には、米国側の兵士の無礼的行為に刺激された川越藩士の抜刀があつた。この直後にビッドルが押し倒されたことに憤慨した米国側は、すぐさま開戦の準備を始めた。その結果、大砲に装填して相互に対峙する一触即発の状況が出現した。
- (3) このようなビッドルショックとも言うべき一連の事件により、内海の高防政策の見直しが開始された。その内海の高防方針に関しては、浦賀奉行が海上封鎖阻止のため洋式軍艦導入による海上防衛の必要性を訴えたのに対して、老中の阿部・海防掛・海防四家は、ビッドル艦隊との対応の教訓から陸上防衛を支持していた。その主な理由は、戦術的側面や実用性・祖法・永続的な海防政策と財政との兼ね合い・異国船との誤認問題などの観点にあつた。ただし、スloop形船の導入に関しては、阿部・海防掛ともに認識は一致していた。このように洋式軍艦の導入による海上防衛の方針は、幕府内部では広範囲な合意を得ることはできなかった。したがって、大規模な海上防衛を構想していた浦賀奉行の浅野は転役させられることとなる。(4) その海防方針だが、嘉永三年八月に提出された陸上防衛の方針の復命書に従って、その後完全に実行に移されている。

天保の改革の挫折からペリー来航に至るまでのおよそ一〇年間は、両者の狭間にあつて海防政策などが停滞していた時

期と見なされがちであった。しかし、この時期はビッドル来航を始めとする異国船が頻繁に日本近海に姿を現した時期でもある。幕府は当然無関心ではいられず、具体的な海防政策を実施する必要性に迫られていた。そして、ビッドルショックとも言えるべき事件がその刺激となった。その中で老中の阿部は、財政との兼ね合いで永続的な海防政策を望んでいた。過大な設備投資により、途中で放棄しなければならぬような海防政策は望んでいなかったのである。また海防担当者間でも、海上防御には否定的な見解が多かった。したがって、彼が陸上防御を選択したのは当然であった。そして、その帰結が嘉永三年八月に提出された御備場見分の復命書の完全実施であった。

従来、阿部を開明的との通説に従い、その予断に基づき分析してきた傾向が強かった。したがって、彼の洋式軍艦導入を当然視してきたわけであるが、本論で見てきたように当該期の彼の意見は、むしろ海防掛に近かったと言ってよいのではないだろうか。少なくとも浦賀奉行と結託して洋式軍艦の導入を推進したなどの事実はないと言ってよい。

ところで、本稿では言及することができなかったが、ビッドル来航直後に、それまでは内海侵入の異国船に対して指示されていた打沈め令が撤回されている。これは、ビッドルショックの結果、従来の内海侵入の異国船に対する打沈め政策を大きく変更させたものである。このような異国船取扱令の変更は、幕府は一貫して避戦政策をとっていたとされる通説との関連で重要な問題だと思われる。したがって、ビッドル来航が本格的な海防議論を生じたことと合わせて、あらためてビッドル来航の意味を歴史の上に位置づけし直す必要性があると考えられる。

さて、阿部政権の海防政策に対する評価であるが、ビッドル来航に端を発した海防政策の見直しの第一段階は、内海の台場を中心とする陸上防御の強化で終わり、ペリー来航を契機として洋式軍艦導入に合意が形成されたことにより、海防政策は新たな第二段階に入る。阿部政権の海防政策に対する評価は、それらの分析を含めて議論しなければならないので、これは先の異国船取扱令の変更の問題とともに今後の研究課題とする。



## The Biddle Expedition and Tokugawa Defense Policies

by

UEMATSU Toshihiro

Commodore Biddle's expedition, which culminated in his anchoring of a squadron American warships in the vicinity of Uraga bay in 1846, nearly led to war, and accordingly caused a political crisis, as the Tokugawa bakufu struggled with the notion of how to defend Japan from foreign navies. This study intends to reveal the parameters of debate concerning the defense of Japanese waters during the years 1846-53, particularly regarding whether or not Japan was to purchase a western-style warship. The bakufu official in charge of the defense of Uraga bay (the *Uraga bugyō* 奉行) advocated the purchase of a western-style warship, but they were overruled by the both the bakufu official in charge of naval defense (the *kaiō kakari* 海防掛) and the four daimyō houses responsible for naval defenses (the *kaiō yonke* 海防四家), who in fact advocated the construction of coastal batteries. Accordingly, the Abe regime had no choice but to promote the creation of these coastal batteries.

## On the Medieval Czech Conception of "Community":

### An Analysis of the Dalimil Chronicle

by

FUJII Masao

Even though Czech historians have used the word "community" (共同体 *obec*) to describe the structure of medieval Czech politics and society, they have not yet explained precisely what this term means. Some have referred to an "aristocratic community," to justify how St. Vaclav, the patron saint of the Czech lands, possessed greater power than the Czech kings; while others have used the notion of "landed community," or the notion of the Czech people banded together in